

競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程

平成20年3月28日

平成20年規程第3号

(趣 旨)

第1条 研究者等による競争的資金等の不正使用等は、科学技術及びこれに関わる者に対する国民の信頼を裏切るものである。また、無駄の徹底排除など研究費の効率的な使用が求められていることから、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、競争的資金等の不正使用等（以下、「不正使用等」という。）への対応に関して必要な事項を以下のごとく定め、貴重な国費を原資とする研究費に込められた国民の負託に応えることとする。

(不正使用等)

第2条 不正使用等とは、競争的資金等をその交付の目的又は契約内容等に違反して使用すること及び偽りその他不正な手段により競争的資金等の交付を受けることをいう。

(対象となる競争的資金等)

第3条 対象となる競争的資金等は、振興会が交付するすべての競争的資金、研究奨励金及び委託費等とする。

(対象となる研究者等)

第4条 対象となる研究者等は、対象となる競争的資金等の配分を受けて研究活動を行っている研究者・研究グループ等とする。

(対象となる研究機関)

第5条 対象となる研究機関は、競争的資金等の配分を受けている研究者等が所属する研究機関又は対象となる競争的資金等を受けている研究機関とする。

(告発等の受付)

第6条 告発者は、原則として、不正使用等に関する告発等（以下、「告発等」という。）を被告発者が所属する研究機関の告発等受付窓口に行うものとする。ただし、振興会は、被告発者が研究機関に所属していない場合又はそれ以外であっても特別な事情があると判断した場合には、告発者からの告発等を受け付けることができる。

(告発等受付窓口の設置)

第7条 振興会は、第6条ただし書きの場合に備えて、告発等を受け付ける窓口を総務部総務課に設置し、以下により告発等を受け付ける。

- (1) 告発等は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により受け付けるものとする。
- (2) 総務部総務課は、告発等があったとき、告発者の所属・氏名・連絡先、不正使用等を行ったと

する研究者・研究グループ、不正使用等の態様、不正とする根拠（証拠）、使用された競争的資金等の種別・名称、振興会以外の機関に対する告発の有無、告発者が秘匿したい事項等について把握するとともに、告発者に対し、第１７条の内容を伝達する。

- （３） 告発等が総務部総務課以外の部課にあったときは、当該部課は速やかに総務部総務課に連絡する。
- （４） 総務部総務課は、受け付けた告発等に係る競争的資金等の種別に応じて、当該告発等の内容を当該競争的資金等担当課に連絡する。

（告発等の移送）

第８条 振興会は、告発された事案に関する競争的資金等の配分主体が振興会以外の資金配分機関であるときは、当該資金配分機関に事案を移送し、告発者にこの旨通知するものとする。

（告発等の取扱い）

第９条 告発等の取扱いについては、以下の要領により、これを行う。

- （１） 振興会は、原則として、告発者の氏名が明らかにされ、不正使用等を行ったとする研究者・研究グループ等、不正使用等の態様が明示され、かつ不正とする根拠（証拠）が示されている告発等のみを受理するものとする。
- （２） 振興会は、匿名の告発によるものであっても、その内容に応じ、顕名の場合に準じた取扱いをすることができる。
- （３） 振興会は、報道や学会等の研究者コミュニティーにより不正使用等の疑いが指摘された場合には、匿名の告発等の場合に準じて取扱うものとする。

（告発者・被告発者の秘密保持）

第１０条 振興会は、告発者、被告発者、告発等の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、秘密保持を徹底する。

（告発等に係る事案の調査）

第１１条 競争的資金等担当課は、告発等を受けた場合には、速やかに被告発者が所属する研究機関に当該告発等に係る事案の調査を依頼する。

２ 被告発者が研究機関に所属していない場合は、競争的資金等担当課が前項の調査を実施する。

（調査中における一時的措置）

第１２条 振興会は、被告発者に対し、調査結果の報告を受けるまでの間、当該事案に係る研究費の使用停止を命ずることができる。被告発者に交付決定した当該研究に係る研究費の交付停止、被告発者から別に応募・申請されている競争的資金等の採択の決定又は採択決定後の研究費の交付を留保することができる。

（不正使用等が行われた場合の措置の内容）

第１３条 第１１条の調査結果において、不正使用等が行われていたことが明らかになった場合には、理事長はただちに以下の措置を執るものとする。

- 2 競争的資金等を交付した年度内に不正使用等が明らかになった場合には、当該競争的資金等の交付を取り消すとともに、既に配分された研究費の一部又は全部を返還させる。また、翌年度以降に明らかになった場合も同様とする。
- 3 不正使用等を行っていた者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。
- 4 措置の対象者に対し、振興会の所管するすべての競争的資金等を交付しない期間は、措置が執られた年度の翌年度以降、次のとおりとする。
 - (1) 競争的資金等により実施する研究事業等に関連する研究等の遂行に使用した場合は2年間
 - (2) (1)を除く、研究等に関連する用途に使用した場合は3年間
 - (3) 研究等に関連しない用途に使用した場合は4年間
 - (4) 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合は4年間
 - (5) (1)から(4)にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合は5年間
 - (6) 偽りその他不正の手段により競争的資金等の交付を受けていた場合は5年間

(対象競争的資金以外のものに係る不正使用等)

第14条 振興会は、国の行政機関及び独立行政法人(振興会を除く。)が交付する競争的資金において不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者等について、当該措置の期間、振興会が交付する競争的資金等への申請及び参加資格を喪失させるものとする。

(措置の通知、報告)

第15条 振興会は、第12条から第14条までの規定により決定した措置の内容を措置の対象者及びその者が所属する研究機関に通知する。

- 2 振興会は、決定した措置について、文部科学省に速やかに報告する。

(措置内容の公表)

第16条 振興会は、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正使用等が行われた競争的資金等名、当該研究費の金額、不正使用等の内容及び研究機関等が行った調査結果報告等を速やかに公表する。

(悪意に基づく告発等の防止)

第17条 告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合は、当該告発者に対して不正使用等に準じた措置を行うことができるものとする。

(措置と訴訟との関係)

第18条 措置後に訴訟が提起された場合、措置の内容が不適切であるとする内容の裁判所の判断が確定しない限り、措置を継続する。措置前に訴訟が提起された場合にも、訴訟の結果を待たずに措置を行うことを妨げない。

- 2 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合、一部撤回又は撤回の措置を講ずるものとする。研究費の返還がなされていた場合は、打ち切りの対象となった研究の状況に応じて再交付するか否か検討し判断する。

(措置内容等の公募要領等への記載)

第 19 条 振興会は、不正使用等を行った場合に執る措置の内容及び措置の対象者の範囲について、あらかじめ競争的資金等の公募要領及び委託契約書（附属資料を含む。）等に記載する。

(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、振興会の不正使用等への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。